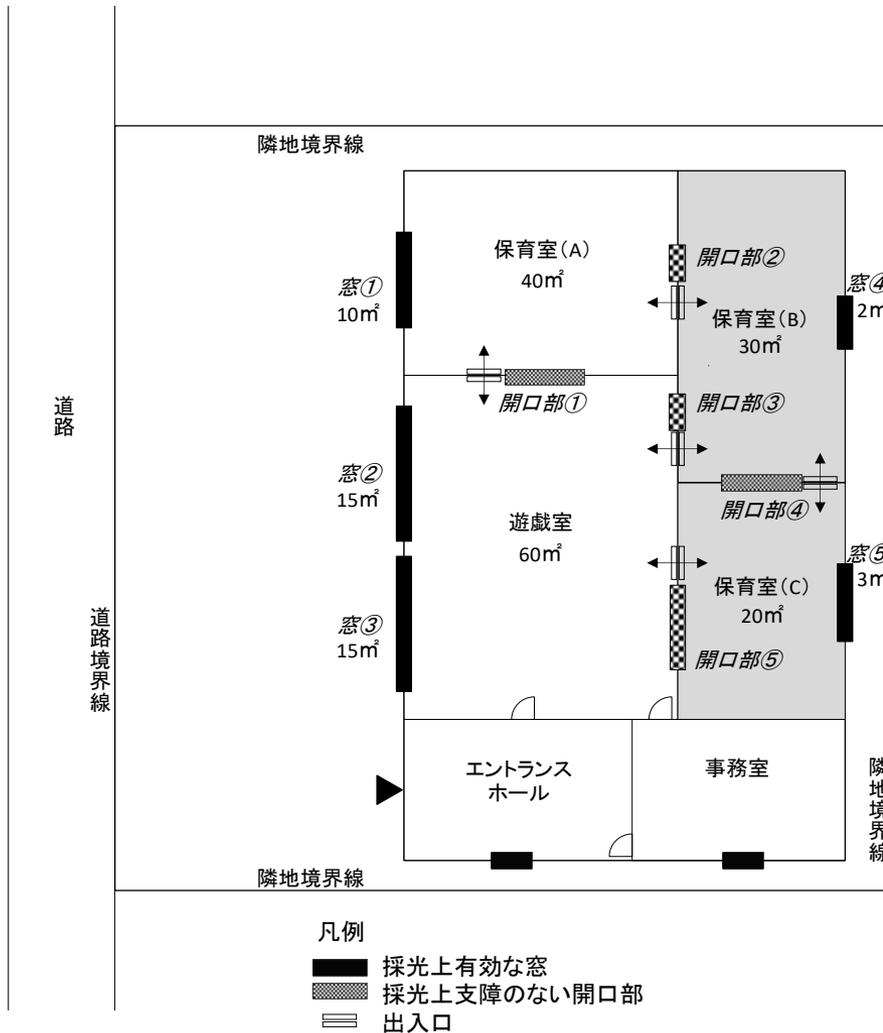


一体利用する複数居室の有効採光面積の計算方法に係る認定基準の適用イメージ



遊戯室・保育室(A)(B)(C)の4室を一体利用する居室とした場合の適用例
 ※保育室(B)(C)が特定居室

【計算方法】

採光上有効な窓の面積の合計 $10\text{㎡} + 15\text{㎡} + 15\text{㎡} + 2\text{㎡} + 3\text{㎡} = 45\text{㎡}$
 一体利用する居室の床面積の合計 $60\text{㎡} + 40\text{㎡} + 30\text{㎡} + 20\text{㎡} = 150\text{㎡}$

$$45\text{㎡} / 150\text{㎡} \geq 1/5$$

【認定基準】

- (1) 特定居室は特定居室以外の居室に面すること。
- (2) 各居室間には直接行き来できる出入口を設けること。
- (3) 特定居室を区画する壁(開口部②～⑤)には、床面積の1/5以上又は壁の見付面積の1/2以上の大きいほうの面積以上の採光上支障のない開口部を設けること。

例：保育室(B)と遊戯室・保育室(A)を区画する壁に設ける開口部の検討

- ・保育室(B)の床面積 $\times 1/5$
- ・保育室(B)と遊戯室・保育室(A)を区画する壁の見付面積 $\times 1/2$



- いずれか大きいほうの面積 \leq 開口部②～③の面積の合計
- (4) 特定居室以外の居室を区画する壁(開口部①)には、壁の見付面積の1/2以上の面積以上の採光上支障のない開口部を設けること。

※出入口に採光上支障のない部分がある場合は、採光上支障のない開口部の面積に含めることができる。